

清水港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和8年2月

清水港港湾管理者

静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・令和3年 2月 第41回静岡県地方港湾審議会
- ・令和3年 3月 交通政策審議会第81回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和4年 10月 第43回静岡県地方港湾審議会
- ・令和6年 2月 第45回静岡県地方港湾審議会

の議を経た清水港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

1. 貝島地区において、海洋研究拠点を形成するため、公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 貝島地区

海洋研究拠点を形成するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 270 m [既定計画] K1

埠頭用地 1 ha (保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 270 m

埠頭用地 1 ha (保管施設用地及び研究施設用地)

土地造成及び土地利用計画

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位：h a)

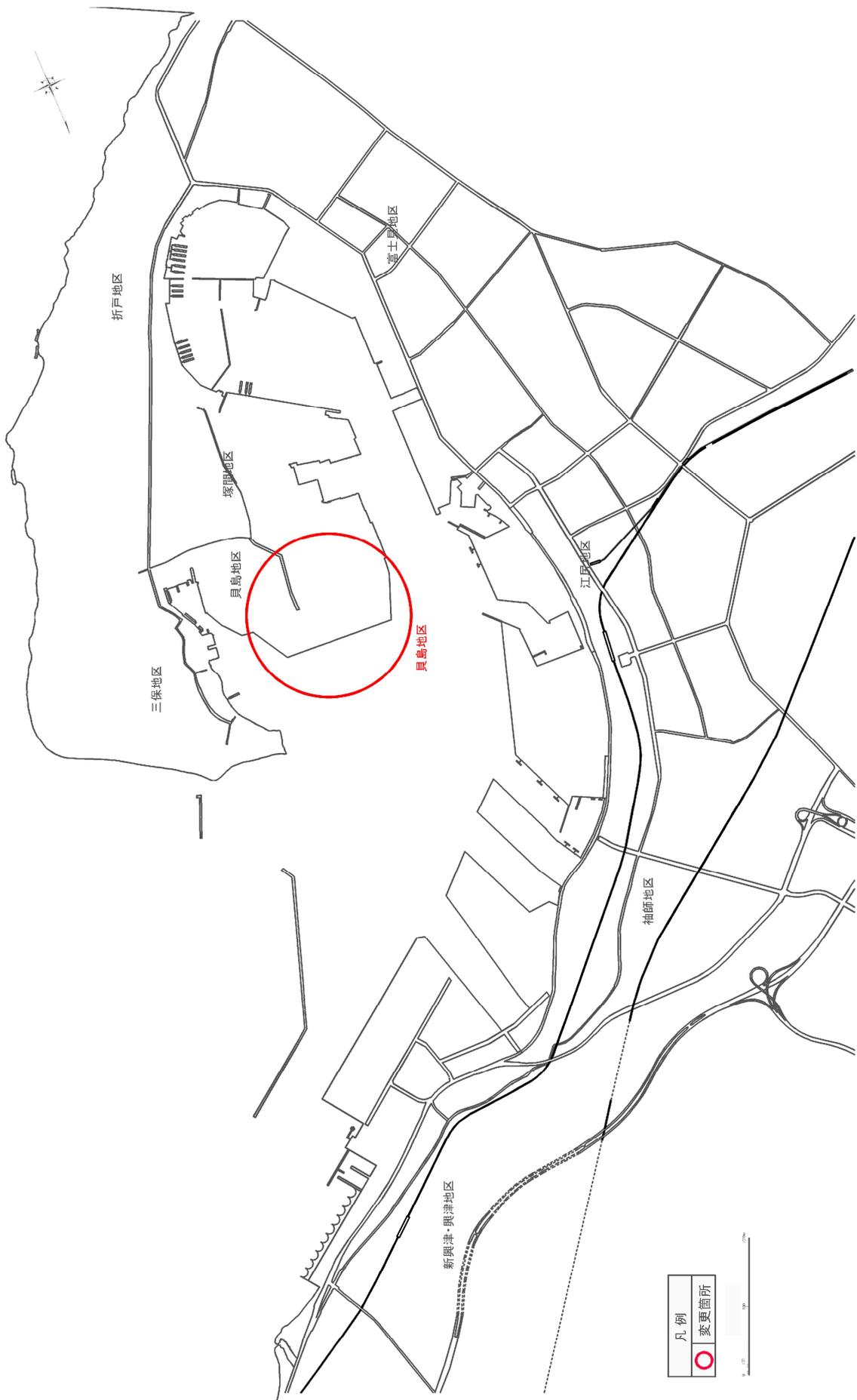
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑 地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	公共 用地	合 計
貝 島	(1) 1	(5) 5		(76) 76		(1) 1					(20) 20	(103) 103

注1：() 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記載した。

計画変更箇所位置図



清水港港湾計画図（貝島地区）

